

復旧・復興事業からの暴力団排除の取組について

(平成25年4月26日 暴力団取締り等総合対策WT)

現状と課題

公共事業等からの暴力団排除の推進

「公共事業等からの暴力団排除の取組について」
(平成21年12月4日暴力団取締り等総合対策WT)

- 入札参加者から暴力団員等を除外
- 下請契約を含め契約書に暴力団排除条項を導入

発注者

元請事業者

下請事業者

復旧・復興事業への
暴力団の介入

違法な労働者の派遣

関係機関一体となつた違法派遣等への対策

○ 施工体制の把握

元請事業者等に対し、労働者の雇用事業者の把握等を徹底し、施工体制の把握を行うよう指導及び要請

○ 違法・不審情報の共有

関係機関が把握した違法・不審情報を共有し、迅速な調査、是正、指導及び取締り等必要な措置の実施

被災地

復旧・復興事業暴力団排除協議会(仮称)の設置

※ がれき処理、除染等の分野ごとに設置されていたものを拡充
(構成)

事業主体（国、自治体等）、都道府県警察、復興局、
都道府県労働局、地方整備局、地方環境事務所、事業者等

○ 検査・調査の強化

事業主体、都道府県労働局、地方整備局及び地方環境事務所等の関係機関による違法派遣等の実態解明等の促進

○ 事業者に対する啓発等

労働者の把握・管理の徹底等につき、暴力団排除協議会への参画、立入検査、報告徴収等を通じた指導及び啓発

国

犯罪対策閣僚会議、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチーム(※)において、対策強化の枠組みを調整

(※) 議長：内閣官房内閣審議官 構成：全省庁

復旧・復興事業の信頼性の向上

暴力団の資金源の遮断